

## 豊中市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び大阪府土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）に指定される以前から当該区域内に存在する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合していない住宅（以下「既存不適格住宅」という。）を土砂災害から守るための補強措置を促進するため市長が予算の範囲内で交付する豊中市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び交付要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別警戒区域内住宅補強設計 既存不適格住宅（現に居住している又はこれから居住しようとする建築物に限る。）を建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる補強を行うための設計
- (2) 特別警戒区域内住宅補強工事 既存不適格住宅（現に居住している又はこれから居住しようとする建築物に限る。）を建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる補強を行うための工事

(補助金の額等)

第3条 前条に規定する補助対象事業に係る補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は毎年度予算の範囲内とし、別表の規定により算定した補助対象経費の区分ごとに1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該補助の対象となる既存不適格住宅の所有者（区分所有建物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 市町村民税の課税所得金額が5,070,000円未満であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 第2条第2号の特別警戒区域内住宅補強工事を行う工事施工者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条による許可を受けている者でなければならない。  
(事前協議)

第5条 補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が複数年度にわたるときは、初年度の補助金の交付の申請をする前に、補助対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、市長に事前協議を行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による事前協議の後に事業費の総額を変更する場合は、事前に市長に変更の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 確認申請が不要な場合にあつては、当該事業の計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを建築士法(昭和25年法律第202号)

第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士が証した書類及び当該適合することを証した建築士の免許証の写し

(2) 確認申請が必要な場合にあつては、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による確認済証の写し

(3) 第1号及び第2号のほか、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付申請書及び同申請書に規定する事業計画書の様式に記載のある書類

3 補助金の交付決定に係る事項を変更しようとする補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業計画変更(中止)承認申請書(様式第2号。以下「変更(中止)承認申請書」という。)を提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが妥当と認めるときは、補助金の交付を決定

し、同条の補助事業者に対し、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業施行者」という。）が、補助金に係る事業の中止等により申請を取り下げる場合は、変更（中止）承認申請書を直ちに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 事業施行者は、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の施行が完了したときは、直ちに土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、現地確認を行い、補助金交付の決定内容に適合すると認めるときは、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知し、当該通知を受けた事業施行者からの土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金請求書（様式第6号）による請求により補助金を交付するものとする。

（流用の禁止）

第11条 補助金の交付を受けた事業施行者は、これを他の経費に流用してはならない。

（補助金交付通知の取消及び還付命令等）

第12条 市長は、事業施行者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段による補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不相当と認められたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から実施する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助対象経費の限度額
特別警戒区域内 住宅補強設計	居室を有する建築物の補強設計に要する経費	補助対象経費に23パーセントを乗じた額	1棟当たり 672,000 円
特別警戒区域内 住宅補強工事	居室を有する建築物の補強工事に要する経費	補助対象経費に23パーセントを乗じた額	1棟当たり 3,360,000 円